

設楽町生ごみ処理機設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの減量化対策の一環として、町内の各家庭より出る生ごみを自ら処理することを推進するため、生ごみ処理機の設置者に対し、予算の範囲内において支給する、補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 この要綱に規定する補助金の支給対象者及び生ごみ処理機の設置基準等は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の支給対象者は、設楽町に住所を有し、かつ、居住している者で、生ごみ処理機の設置を完了した者とする。
- (2) 微生物による分解処理方式又は温風乾燥方式により生ごみを堆肥化し、又は消滅等により、1基で永続的に投入ごみを減量化することができる処理用具であること。
- (3) 電動式又は手動式の用具であること。
- (4) 1世帯あたり1基とする。

買い替えによるものは、既に設置されているものが7年以上の経過により使用不能と認められる場合に限り補助対象とする。

(補助金の額)

第3条 生ごみ処理機購入金額の3分の1以内とし、20,000円を上限とする。ただし、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請及び交付)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1）を町長に提出しなければならない。町長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を検査し、適当と認めたときは、申請者に請求書（様式第2）及び領収書等を提出させ設置状況を確認した後、補助金を交付するものとする。

(遵守事項)

第5条 町長は、申請者が虚偽の申請により補助金の交付を受けた場合その他町長が不相当と認めたときは、補助金の交付を取り消すとともに補助金を返還させなければならない。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。